

うるま市体育施設ネーミングライツパートナー募集要項 (施設提案型)

うるま市では、市有施設を有効に活用することにより、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、体育施設等に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の取得を希望する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から、ネーミングライツの取得を希望する施設の提案を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

市が所有する体育施設（うるま市立体育施設設置条例第2条に基づく）及び運動公園（うるま市都市公園条例施行規則第1条の2に基づく）を対象とします。ただし、ネーミングライツを既に導入している又は導入を予定している施設、及び愛称を付与することが適当でないと思われる施設については対象外とします。

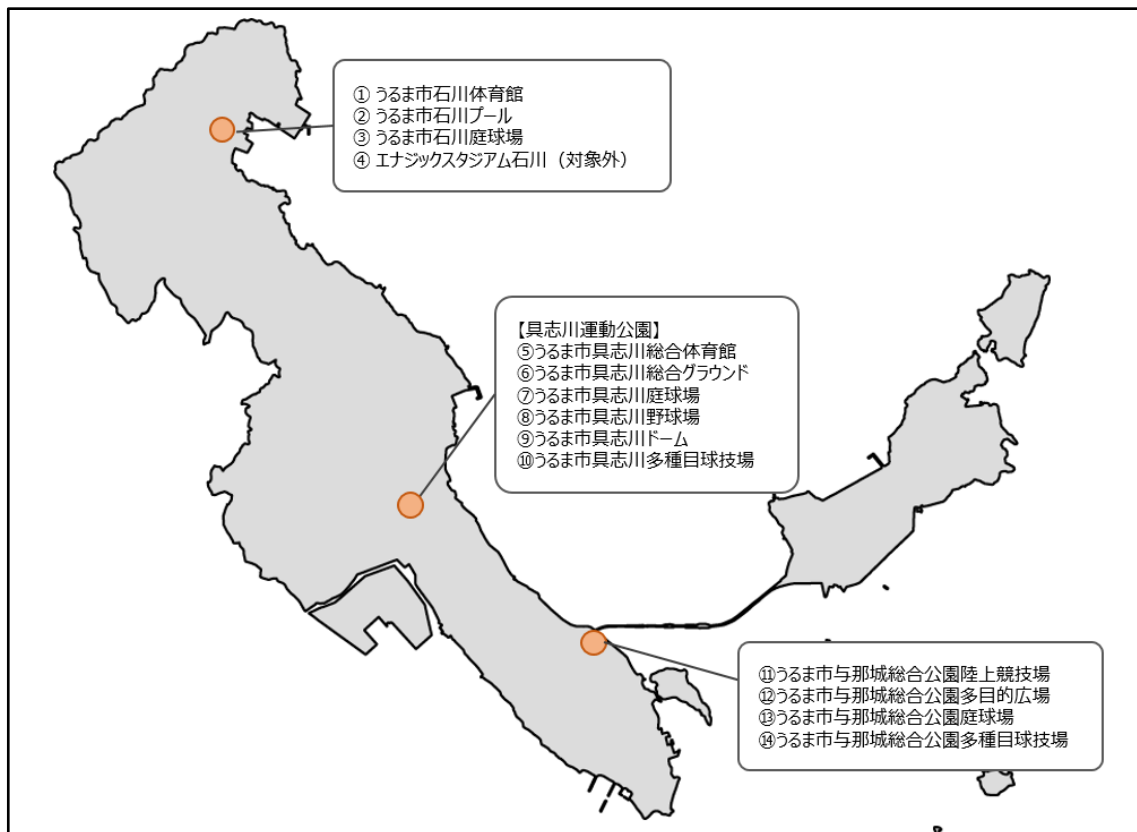


図. 体育施設及び運動公園位置図

2. 応募手続

(1) 応募期間

随時、受付を行います。

(2) 提出書類

うるま市体育施設ネーミングライツパートナー提案書（様式）

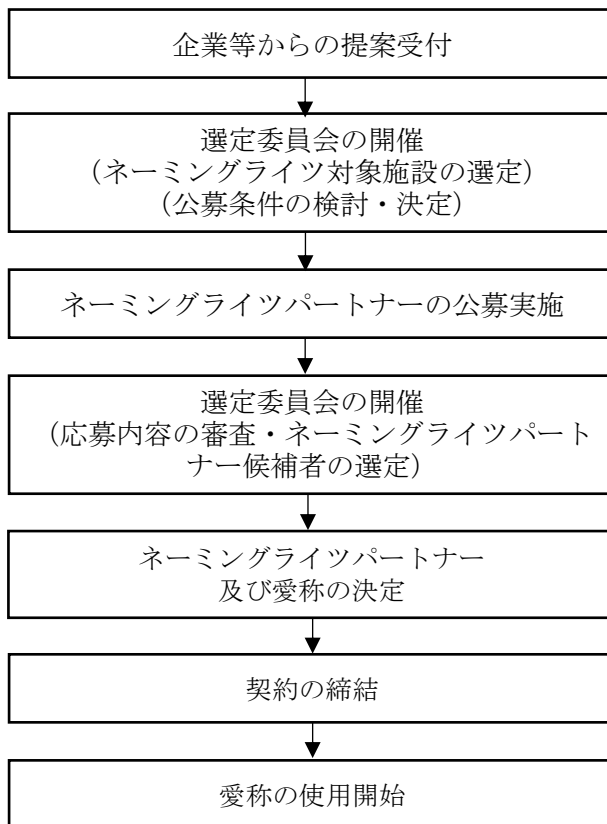
(3) 提出先

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市経済部観光振興課スポーツ交流係（西棟1階）
電子メール：kankou-ka@city.uruma.lg.jp
電話番号：098-923-7612

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて提出
※応募に係る必要な経費は全て応募者の負担とさせていただきます。

3. 導入までの流れ



4. 募集条件

(1) ネーミングライツ料

原則として、年額（消費税及び地方消費税別）で提案してください。

※契約開始が年度途中になる場合、初年度のネーミングライツ料は月割りにより計算します。

※当該年度分のネーミングライツ料の支払いは、原則として毎年度、年度当初となります。複数回に分割して支払うことはできません。

(2) 契約期間

市民及び施設利用者の利便性を考慮し、原則3年以上5年以内で提案してください。

※契約の開始時期については、ネーミングライツパートナーの決定時期を踏まえて、協議の上決定することとします。

※契約を締結したネーミングライツパートナーは、次期契約の際に優先的に交渉することができます。

(3) 応募資格要件

沖縄県内に登記簿上の本店、支店または営業所を有し、ネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び信用を備えた法人であること。

なお、以下の項目に該当する者を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生または再生手続きを行っている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する者
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する者
- ⑥ 法令等に違反し、又は抵触すると認められる者
- ⑦ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑧ その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認める者

(4) 愛称の条件

- ① 市民や施設利用者にとって親しみやすく、体育施設にふさわしい愛称とします。また次のいずれかに該当すると認められるものは、愛称として使用できません。
 - ア 法律、条令および規則等に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 当該愛称の内容が、市民に誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - キ その他、愛称として表示することが適当でないと認められるもの
- ② 名称に市が指定する文字（例：「具志川」「石川」など）を含めること。なお、含める文字についてはネーミングライツパートナーの公募時に提示します。
- ③ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更はできません。
- ④ 募集する名称は、本施設の愛称であることから、条例で定めている施設の名称を変更するものではありません。
- ⑤ 商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、応募者側において問題を解決し、対応すること。それらに関する紛争が生じた場合は、応募者側の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(5) 愛称表示の内容

愛称表示の内容は、対象施設内外の看板等（施設名表示や案内板）、市のホームページ及び新規に作成する印刷物（パンフレット等）とします。

(6) 費用負担

区分	費用負担	備考
対象施設内外の看板等表示変更 （施設名表示や案内板）	ネーミングライツ パートナー	市が設置管理するもの
市の印刷物やホームページの 表示変更	市	新規作成分を対象とします。

※1 市が設置管理する看板等の表示変更は、市と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツパートナーが施工するものとします（施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。）。

※2 新規看板等の設置については、設置可否も含めて協議します。応募時点において新規看板等の設置を検討している場合はその内容についても提案してください。

※3 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年4月7日 条例第28号）の手続きや、本市以外の行政機関等が設置管理する道路標識、案内表示等の表示変更に係る手続きについては、ネーミングライツパートナーが関係機関と協議の上、その費用を負担していただくこととなります。

※4 契約終了後の現状回復については、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

5. 選考手続

(1) 公募

提案内容を踏まえ、ネーミングライツの導入が適切と判断した場合、当該施設について競合する提案の有無を確認するため、ネーミングライツパートナーの公募（2週間以上）を行います。

(2) 提出先及び提出期限

公募時に詳細を提示します。

(3) 提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② 法人の概要書（様式2）
- ③ 地域貢献等に対する支援の実績及び今後の計画等（様式3）
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- ⑥ 納税証明書（国税、地方税）※未納がないことの証明書
 - ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
 - イ 地方税（都道府県民税、市町村民税）
- ⑦ 直近の事業報告書

⑧ 直近の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書その他当該法人の財務状況を明らかにする書類）

※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 提出部数

正本1部および副本（コピー可）10部

(5) 留意事項

- ① 申込書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された申込書類等は返却しません。
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合やその他応募及び選定に関し不正があったときは失格とします。

6. 選考方法

- (1) 選定委員会を開催し、下記の選定基準に基づき総合的に評価を行い、ネーミングライツパートナー候補者（以下「候補者」という。）及び次点候補者の選定を行います。
- (2) 候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合は、原則として市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補とします。
- (3) 応募が1者のみの場合でも、選定委員会において市のネーミングライツパートナーとしての適正について審査し、候補者として決定します。

【選定基準】

審査項目	評価内容
応募金額 及び期間	金額の妥当性
	契約の期間
新名称 (愛称)	市民や利用者にとって親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか
応募企業の 状況	財務状況から見た経営の安定性
	地域貢献の実績及び計画等の評価
	市内に本店、支店または営業所のある法人か

7. ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定

選定委員会による選定結果をもとに、候補者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定し契約を締結します。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーの決定後、応募者全員に結果を通知した後に、当該企業等の名称、住所、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

8. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を解除することができる。この場合、契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

9. 申込先（問合せ先）

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市経済部観光振興課スポーツ交流係（西棟1階）

電子メール：kankou-ka@city.uruma.lg.jp

電話番号：098-923-7612